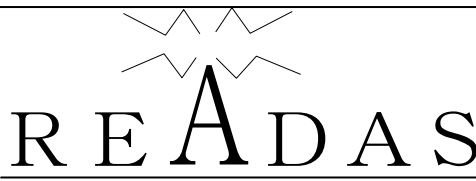


第 5020 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2014年)平成26年 7月 8日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 償却費として損金経理をした金額

Q：減価償却費は損金経理をしなければならないそうですが、損金経理をしたものとされるものもあるとか。どのようなものがそれに該当するのですか？

A：次のようなものが該当します。

【解説】

法人税では、減価償却費の科目をもって経理した金額のほか、次のようなものも償却費として損金経理した金額に含むとしています。

- ①減価償却資産の取得価額に算入すべき付随費用のうち原価外処理をした金額
- ②減価償却資産の圧縮限度額を超えてその帳簿価額を減額した場合のその超える部分の金額
- ③減価償却資産について支出した金額で修繕費として経理した金額のうち資本的支出の規定により損金の額に算入されなかった金額
- ④無償又は低い価額で取得した減価償却資産につきその取得価額として法人の経理した金額が減価償却資産の取得価額の規定による取得価額に満たない場合のその満たない金額
- ⑤減価償却資産について計上した除却損又は評価損の金額のうち損金の額に算入されなかった金額
- ⑥少額な減価償却資産（おおむね60万円以下）又は耐用年数が3年以下の減価償却資産の取得価額を消耗品費等として損金経理をした場合のその損金経理をした金額
- ⑦ソフトウェアの取得価額に算入すべき金額を研究開発費として損金経理をした場合のその損金経理をした金額

